

# 静岡県実施方針

令和 2 年 5 月 29 日  
静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部は、5月25日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項の規定に基づき、緊急事態解除宣言を行うとともに、基本的対処方針を改正した。

新たな基本的対処方針では、今後、「新しい生活様式」の定着等を前提として、一定の移行期間を設け、外出の自粛要請等を緩和するなど、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされた。

国では、概ね3週間ごとに地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、外出の自粛、催物の開催制限等を、6月19日ごろ、7月10日ごろと段階的に緩和するとしている。

本県では、こうした国の方針を参考に、県内外の感染状況や他県の自粛要請緩和の動向等を踏まえ、以下の方針により、本県の新型コロナウイルス感染症対策を実施する。

なお、6月19日以後の移動制限や催物の開催制限の大幅緩和を念頭に置きつつ、引き続き、原則として毎週金曜日に「警戒レベル」と「レベル毎の行動制限」を発表する。

再度、感染拡大が認められた場合は、実施方針を速やかに見直し、感染拡大防止対策を強化する。

## 1 対象とする期間

令和2年6月1日（月）からとする。

## 2 対象とする区域

静岡県全域

## 3 警戒レベル

警戒レベル3（県内：注意、県外：警戒）

## 4 実施する内容

### （1）「新しい生活様式」の定着に向けた啓発（別添資料1、2）

県民や事業者に対し、「密閉」、「密集」、「密接」の「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着を呼びかける。

事業者に対し、在宅勤務、時差出勤等、人との接触を低減する取組を働きかける。

## (2) 県内で行う行動に関する行動制限の要請

### ① 県民の外出の自粛

繁華街の接待を伴う飲食店等、これまでにクラスターが発生しているような施設や「三つの密」のある場については、引き続き、外出を避けるよう呼びかける。

こうした施設への外出自粛の緩和については、業種組合が作成するガイドライン等に基づく感染防止対策が講じられてからとする。

### ② 催物（イベント等）の開催制限（別添資料3、4）

催物等の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、6月19日ごろから、7月10日ごろから、8月1日ごろからの3段階で、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、規模要件（人数上限）を緩和していく。その際、屋内で開催される催物等については、収容定員に対する参加人数の割合を半分程度以内とする要件を付する。

また、催物等の態様（屋内であるか、屋外であるか、また、全国的なものであるか、地域的なものであるか等）や種別（コンサート、展示会、スポーツの試合や大会、お祭りなどの行事等）に応じて、講じるべき感染防止策を実施するよう、主催者に求める。

なお、全国的な人の移動を伴うような規模の大きなスポーツの試合等については、段階的な緩和を図っていく中で（6月19日からの段階を想定）、まずは無観客での開催を求める。

上記の移行期間において、各段階の一定規模以上の催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。

催物等の開催にあたっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されている接触確認アプリの活用等について、主催者に周知する。

感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行う。

ただし、再度、感染拡大が認められた場合には、開催制限緩和の方針を速やかに見直しする。

### ③ 施設管理者への感染防止策の徹底の要請

業種ごとに策定された感染拡大予防ガイドライン等を参考に、施設ごとの感染防止対策に万全を期すよう、働きかける。

### (3) 県境を跨ぐ移動に関する行動制限の要請

6月18日までの間においては、5月25日に緊急事態措置が解除された5都道県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）との間の不要不急の移動については、回避するよう呼びかける。

その他の府県への移動制限については、毎週金曜日の午後3時に県ホームページに発表する警戒レベル及びそれに応じた「移動に関する行動制限」に基づく行動を呼びかける。

6月19日以降については、県境を跨ぐ移動に関する行動制限を大幅緩和するとの方針を念頭に置きつつ、6月15日までに行動制限の内容を公表する。

### (4) 医療提供体制

第2波に備え、受入病床数の拡充、地域外来・検査センターの設置の促進、軽症者療養施設の拡充、衛生資材・医療資材の確保を着実に進める。

また、医療提供体制の確保のため、医師の判断に基づき妊産婦や手術を要する方のPCR検査等を積極的に実施するとともに、治療体制の充実のため医療機関によるECMOや人工呼吸器等、必要な機器の整備を促進する。

### (5) 学校教育活動

地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、再開した教育委員会の学校教育活動を支援する。

### (6) 地産地消「バイ・シズオカ」の推進

県内の生産者、販売者、施設管理者などにおいては、需要の大幅な縮小によって、大変厳しい状況、死活問題となっている。

これを、県民の共助で乗り越えていくため、県民に県産品の購入や県内施設の利用を呼びかける。その消費行動の変化・変容を一時的なものとするのではなく、新しい暮らし方を静岡に定着させていく、バイ・シズオカの実践をお願いする。

また、県内の感染状況等に留意しつつ、県内における社会経済活動の日常化への取組を支援する。